

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		放課後児童クラブの調査・指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱
条 項		第 12 条
所 管 課		子ども未来局子育て未来部放課後児童課 (電話：829-1717)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 1 項に掲げる基準
	備 考	